

平成 2 5 年度第 1 回平塚市建築審査会 会議録

開催日時	平成 2 5 年 7 月 2 3 日 (火) 午後 2 時 1 0 分から午後 4 時 0 0 分まで			
開催場所	市役所東附属庁舎 2 階 B 会議室			
出席者	委員	杉本会長、中込委員、石原委員、三浦委員、川島委員		
	処分庁	建築指導課 小山田部長、吉野課長、武井課長代理、小澤主管、染谷主任、鈴木主管		
	事務局	まちづくり政策課 小野間課長、武井課長代理、川嶋主査、加藤技師		
欠席者	委員	なし		
開催形態	公開	一部公開	非公開	傍聴者 無
会議録署名委員	杉本会長、中込委員			
会議内容	<p>1 開会</p> <p>事務局から委員の出欠状況について 5 名全員の出席を報告。</p> <p>事務局より委員全員出席のため本会は成立する旨を報告。</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 議案 1 会長及び会長職務代理の互選について</p> <p>委員の互選により、第 1 5 期建築審査会の会長に杉本委員、会長職務代理に中込委員を選任。</p> <p>(2) 議案 2 建築基準法第 4 3 条第 1 項ただし書許可の同意について (1 件)</p> <p>特定行政庁から資料により案件の概要を説明。</p> <p>委員質疑</p> <p>関係権利者間での協定が締結されているとのことだが、その関係権利者とは誰であるか。</p>			

特定行政庁回答

通路の土地所有者及び通路の使用者であり、連名にて協定を締結した。

委員質疑

申請空地部分は将来にわたり幅員 4 m 以上になる確証がないが、許可となるのか。

特定行政庁回答

空地の幅員が一部 4 m 未満のため包括同意基準に適合しないが、二方向の避難が可能なこと、現在交通量が少なく、大きく交通量が増加するような建築物が存在しないことなどにより支障ないものと考えている。

委員質疑

既存家屋はあったのか。また、申請者は元々この土地に居住していたのか。

特定行政庁回答

既存家屋はあった。申請者は元々この土地には住んでいない。

委員質疑

敷地の前面通路幅員の基準はどのようになっているのか。

特定行政庁回答

幅員 4 メートル以上が必要である。

委員質疑

通路幅員が 4 メートル未満の部分について、4 メートル以上確保するという項目を協定の中に明記されているか。

特定行政庁回答

協定書に通路幅員 4 メートル以上を確保するよう努めると明記されている。

以上の質疑応答を経て、委員全員が同意した。

(2) 議案 3

建築基準法第 4 3 条第 1 項ただし書許可に係る包括同意基準に基づく報告について (3 件)

特定行政庁から資料により案件の概要を説明。

議案 3 -
委員質疑

全面道路の幅員拡幅は一方後退であるか。
特定行政庁回答
そのとおりである。

以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

議案 3 -
質疑等がないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

議案 3 -
質疑等がないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

(3) 議案 4
建築基準法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書許可に係る包括同意基準に
基づく報告について (2 件)

議案 4 -
委員質疑
二つの新設建築物は、延焼の恐れのある範囲にあるのか。屋根は不
燃材でなくて良いのか。

特定行政庁回答
二つの新設建物は 6 . 1 4 メートル離れており、延焼の恐れのある
範囲にない。屋根材は、不燃の認定を受けている。

委員質疑
都市計画道路は、敷地から除外されているのか。

特定行政庁回答
申請敷地から除外されている。

以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

議案 4 -
委員質疑
既存不適格建築物の判断はどのようにしたのか。また、申請地に既
存建築物が複数棟あるが、法適用はどのようになるのか。

特定行政庁回答
既存建築物の適合通知後の着工が、法第 56 条の 2 の適用前なので
既存不適格建築物と判断した。また、申請地は法第 86 条第 1 項の
一団地認定を取得していることから、法第 56 条の 2 の適用は申請
地全体を一敷地として解釈している。

以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

次回建築審査会日程等

平成25年9月24日(火)午後 2時から
市役所東附属庁舎 2階 B会議室

4 閉会

以 上